

令和5年11月29日

小樽市長 迫 俊哉 様

小樽市自治基本条例検討委員会
会長 片桐 由喜

答申書

令和5年7月7日、小樽市長より本検討委員会に諮問された小樽市自治基本条例の見直しの必要性について、条例が本来の機能を發揮し、所期の目的を達成しているかどうか、また、条例制定後の社会状況の変化に対し、条例が本市のまちづくりに適しているかどうかの視点から、検討委員会において審議した結果、下記のとおり、一部条例改正を検討すべきとの結論に至りました。

本答申により、小樽市自治基本条例の見直しが図られ、さらなる市民、議会及び市による協働の推進が図されることを期待いたします。

記

(1) 法改正に伴う文言整理（第7条関係）

これまで、個人情報の開示等については、各自治体が定める条例に詳細な規定が置かれ、これに基づき事務を行っていたが、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも適用されたことに伴う文言整理のため、自治基本条例第7条の規定の改正を検討されたい。

(2) 経営の視点（第8章関係）

人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、行政運営を経営と考え、最小の資源で最大の効果を発揮することが重要である。第8章（行政運営）において、その趣旨を踏まえた改正

を検討されたい。

(3) 住む人にも魅力あるまちづくり（第31条関係）

まちづくりは、観光に来る人にとってだけではなく、小樽市に住む人にとっても魅力があることが重要である。このことは、自治基本条例の前提となっているが、観光客だけではなく、市民にとっても住みよいまちづくりを進めるという意図がより伝わるよう、第31条の改正を検討されたい。

以上